平成２４年（フ）第１２４９号
名古屋市港区土古町４丁目85番地、従前の住所名古屋市中川区中花町111番地の３
債務者　橋本　明夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９１５号
大阪市東淀川区東中島３丁目６番１―206号
債務者　澤井　浩史
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２６号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―942号
債務者　秋冨　宣行
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８１号
大阪市北区長柄東２丁目３番30―408号
債務者　松田　　洋
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９０号
大阪府門真市舟田町20番19号
債務者　沖田　勝一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１１６号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目18番25号
債務者　本津　久子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２４号
大阪府豊中市刀根山５丁目３番Ａ２―３号
債務者　大塚　美春（旧姓麻生）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８９号
大阪市西区立売堀６丁目８番30―1104号
債務者　藤本　悦子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９１号
大阪市東淀川区東中島２丁目23番13号　トーアウッディーアベニュー５―Ａ号
債務者　山本　俊也
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１９４号
大阪市淀川区加島１丁目48番１―208号
債務者　磯本　久美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目14番５号
債務者　浅野　千絵（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６１号
堺市南区原山台５丁７番７―607号、前住所堺市南区原山台１丁２番３―305号
債務者　池岡　博之
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６２号
堺市南区原山台５丁７番７―607号、前住所堺市南区原山台１丁２番３―305号
債務者　池岡　明美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０６号
堺市北区北長尾町３丁５番６号　パラシオ小島302号
債務者　浅野あや子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２６号
大阪府羽曳野市野々上１丁目４番14号
債務者　岩村高義こと　李　　高義
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２８号
堺市中区福田342番地
債務者　篠田建男こと　金　　建男
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２９号
大阪府松原市立部５丁目４番３―1306号、前住所大阪府松原市上田８丁目７番２―106号
債務者　福井　京子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３６号
堺市堺区香ヶ丘町１丁14番７号、前住所堺市堺区今池町６丁７番２号　カーサ浅香205号
債務者　亀間　輝彦
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係